目

的

◆生涯学習の振興のための施策の推進体制等 の整備に関する法律

最終改正 平 四—法一五

第一条 生 会 0) 振興に寄与することを目的とする。 る生涯学習に係る機会の整備を図り、 いて生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するため 0) 涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域にお 「の事務について定める等の措置を講ずることにより、 措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議 整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区にお |興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制 あまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の この法律は、 国民が生涯にわたって学習する機会 もって生涯学習

関進所す体県 る制の 基の事

準整業()備の道 に推立

第四条 文部科学大臣は、 の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。 都道府県の教育委員会が行う前条第一項に規定する体制

第五条 2 的な構想(以下 を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基 の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提 る学習(体育に係るものを含む。)及び文化活動その じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならな 法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。 あらかじめ、審議会等(国家行政組織法 ける住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係 い。これを変更しようとするときも、同様とする。 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは 当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域にお 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区にお 「基本構想」という。)を作成すること (昭和二十三年 以下同

- 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関 調査研究を行うこと
- を行うこと。 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修
- $\mathcal{T}_{\mathbf{L}}$ 援助を行うこと。 携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他 機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の 地域における学校教育、 社会教育及び文化に関す 連
- の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な 前各号に掲げるもののほか、 社会教育のための講
- 生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努 に当たっては、社会教育関係団体その他の地域において 都道府県の教育委員会は、 事業を行うこと。 前項に規定する事業を行う

めるものとする。

生涯学習の振興に資するため、

振興基 本生 構涯 想学

業) の都道府県の事(生涯学習の場

事め振

第三条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資す

果的にこれを行うよう努めるものとする。 学習に資するための別に講じられる施策と相まって、 に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとと 学習の振興のための施策を実施するに当たっては、

るため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これ

備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよ らを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整

努めるものとする。

文化活動の機会に関する情報を収集し、

ができる

を含む。以下この項において「学習」という。)並びに

学校教育及び社会教育に係る学習

(体育に係るもの

配慮

慮等)に

お ける

第二条

国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯

学習

もに、

職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯

提供すること

- 2 ものとする 基本構想においては、次に掲げる事項について定める
- 二 前項に規定する地区の区域に関する事項 機会」という。)の総合的な提供の方針に関する事項 前項に規定する多様な機会(以下「生涯学習に係る
- に関する基本的な事項 事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内容 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間
- て政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関 涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であっ 滑化その他の前項に規定する地区において行われる生 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円
- 重要事項 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する
- 3 らかじめ、関係市町村に協議しなければならない。 項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産 業大臣に協議することができる。 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは あ
- 5 判断するものとする。 構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて 協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による
- とが相当と認められる地区であること。 からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うこ の以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件 提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるも 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の
- 二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な 対する要請に適切にこたえるものであること 度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に 提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程

- っての基準として次条の規定により定める事項(以下 「判断基準」という。)に適合するものであること。 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当た
- のとする。 とし、前項各号に該当するものであると判断するに至っ 臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くもの 条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大 たときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するも 関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては前 項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前
- 都道府県は、基本構想を作成したときは、 遅滞なく、

これを公表しなければならない。

- 科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。) について準用する。 第三項から前項までの規定は、基本構想の変更(文部
- 第六条 判断基準においては、 のとする。 次に掲げる事項を定めるも

判断基準

生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的

- 二 前条第一項に規定する地区の設定に関する基本的な
- 事業者により提供されるものを含む。)の種類及び内 容に関する基本的な事項 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会(民間
- 関する基本的な事項 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に
- に当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機 関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあっては第 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定める き重要事項 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべ

四条第二項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業

学習審議会)

2 第十条

都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の

生涯

都道府県に、都道府県生涯学習審議会(以下

学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事 諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、 道府県審議会」という。)を置くことができる。 施等) 施等) 実

2

第七条

削除(平一一法八七)

3 け 文部科学大臣及び経済産業大臣は、 ればならない。

ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 前二項の規定は、判断基準の変更について準用する 判断基準を定めた

第八条 て計画的に行うよう努めなければならない。 生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づい 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、

3 とする。 所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるもの 関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、 必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため

関係地方公共団体に対し必要な助言、 し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機 必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対 を行うよう努めなければならない。 業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、 会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。 前二項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産 指導その他の援助

5 第九条 に連携を図りながら協力しなければならない。 業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、 前三項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業 削除(平一四法一五) 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事

大臣にあっては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かな

協力体制) (市町村の連携

3 項を調査審議する

することができる。 認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議 都道府県審議会は、 前項に規定する事項に関し必要と

び運営に関し必要な事項は、条例で定める。 前三項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及

第十一条 市町村 (特別区を含む。) は、生涯学習の振

制の整備に努めるものとする。 に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体